

変更箇所一覧

変更内容	変更理由	対応ページ
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（１）届出対象行為	イ.重点地区の届出対象規模の表記をア.景観計画区域と同様とすることで見やすくするため。	P4
上記事項（２）行為の制限	（１）届出対象行為と同様に景観計画区域と重点地区にそれぞれ分けて表記し、より分かりやすくするため。	P5
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	屋外広告物条例の制定にあたり、屋外広告物法第６条（景観計画との関係）により、屋外広告物条例で定める「広告物の表示等の禁止」「広告物の表示等の制限」「広告物の表示の方法等の基準」については、景観計画に即して定めるため。	P6～P7
図 1 景観計画区域図	重点地区指定にあたり追加するため。	P8
別表 3 重点地区指定（24）（25）（26）	重点地区指定のため。	PⅢ73～PⅢ82
別表 3 各重点地区に屋外広告物の基準を追加	屋外広告物条例の制定にあたり、各地区の基準である「屋外広告物の表示に関する重点地区のガイドライン」を景観計画に移行するため。	PⅢ1～PⅢ82